

# 滋賀県国土強靱化地域計画 素案（概要）

# 新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日  
閣議決定

国土強靱化  
NATIONAL RESILIENCE

## 国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

### 4つの基本目標

①人命の保護

②国家・社会の重要な機能が  
致命的な障害を  
受けず維持される

③国民の財産及び  
公共施設に係る  
被害の最小化

④迅速な復旧復興

## 国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

### ①国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

### ②分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション  
(災害弱者等への対応)

### 新規 ③社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
- 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

### ④近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害  
対応

## 国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

### 国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る  
防災インフラ  
(河川・ダム、砂防・治山、  
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる  
交通・通信・エネルギーなど  
ライフラインの強靱化

新規  
デジタル等新技術  
の活用による  
国土強靱化施策の高度化

災害時における  
事業継続性確保  
を始めた  
官民連携強化

新規  
地域における  
防災力の一層の強化  
(地域力の発揮)

## 脆弱性評価(第2章)

- 本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施
- 4つの基本目標の達成のために、6つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

### 12の個別 施策分野

1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信  
7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)

### 6の横断的 分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

## 国土強靱化の推進方針(第3章)

- 12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

## 計画の推進と不断の見直し(第4章)

- PDCAサイクルにより、35施策グループの推進方針、主要施策、重要業績指標等を「年次計画」として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組の更なる加速化・深化を図る
- 社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

# 滋賀県国土強靱化地域計画 素案（概要）

## 第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

### ■計画策定の趣旨

- ・過去の自然災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない自然災害に対して、平時から対策を行うことが必要
- ・「琵琶湖西岸断層帯」や「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害や、強力な台風や近年増加する傾向にある局地的な大雨等の風水害への対応が大きな課題
- ・従来の災害医療に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策も必要
- ・人口減少社会において、公共施設等社会資本の維持管理、更新等が課題
- ・国土強靱化基本法の規定に基づく本県の国土強靱化にかかる「滋賀県国土強靱化地域計画」を策定
- ・令和5年7月の国土強靱化基本計画の見直し内容等を反映

### ■基本的な考え方

#### <県地域計画の位置付け>

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定に基づき、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針

#### <対象とするリスク>

大規模地震および風水害等

#### <基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③県民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

国基本計画の見直しに合わせて  
8つ→6つに  
整理

#### <事前に備えるべき目標>

- ①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

#### <計画期間>

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）まで

## 第2章 本県の地域特性

### ■地勢

- 県内および周辺の被害を及ぼす活断層等
- 近畿の水源である琵琶湖

### ■近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝

- 製造業を中心とする内陸工業県
- 周辺地域における原子力施設の立地



第3章 脆弱性評価

国基本計画の見直し+滋賀県独自の項目としてリスクシナリオを41→33に整理

■対象とするリスクに対し、6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定。

| 事前に備えるべき目標                                                    | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                                        |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ                                       | (1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生         |
|                                                               | (2) 地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生           |
|                                                               | (3) 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生 |
|                                                               | (4) 琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生                                     |
|                                                               | (5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生             |
|                                                               | (6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生                                       |
|                                                               | (7) 防災インフラの長期間にわたる機能不全                                        |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ | (1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                           |
|                                                               | (2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺          |
|                                                               | (3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生         |
|                                                               | (4)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                     |
|                                                               | (5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱                                    |
|                                                               | (6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生                                      |
|                                                               | (7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生                                        |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する                                             | (1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱                       |
|                                                               | (2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                 |

| 事前に備えるべき目標                                                       | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                                                                        |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない                                                | (1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下                                             |
|                                                                  | (2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出                                                    |
|                                                                  | (3) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響                                                        |
|                                                                  | (4) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響                                                                |
|                                                                  | (5) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響                                                             |
|                                                                  | (6) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下                                                            |
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | (1)テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
|                                                                  | (2) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止                                                   |
|                                                                  | (3) 都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止                                                        |
|                                                                  | (4) 上下水道・工業用水道施設の長期間にわたる機能停止                                                                  |
|                                                                  | (5) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響                                      |
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                                | (1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                 |
|                                                                  | (2)災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態              |
|                                                                  | (3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                                                          |
|                                                                  | (4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                                  |
|                                                                  | (5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                                             |
|                                                                  | (6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県経済等への甚大な影響                                             |

■「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価。 ※重点施策は原案で提示予定。

[個別施策分野] ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療福祉、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

[横断的施策分野] ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③デジタル活用

デジタル技術の活用

国基本計画の見直しに合わせて追加

■「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、現状の脆弱性を評価（別紙1）し、今後の施策を分析・整理。

■重要業績指標（KPI）を設定（別紙2）し、進行管理に活用。 ※KPI は原案で提示予定。

■個別施策分野

- ①行政機能／警察・消防等  
危機管理センターの活用促進 **地域力の発揮**  
災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持 **デジタル活用**  
県の業務継続に必要な体制の整備 **近年の災害からの知見**  
**被災者支援の充実、**  
警察救出・救助部隊の災害対応能力向上・資機材等整備 **デジタル活用** 等
- ②住宅・都市  
住宅・建築物の耐震対策、上水道・工業用水道施設の防災対策の推進、  
危険物等対策の推進 等
- ③保健医療福祉  
**災害時の保健医療福祉提供体制の充実、**  
感染症の発生・まん延防止 **近年の災害からの知見** **社会情勢の変化** 等
- ④エネルギー  
自立・分散型エネルギーシステムの整備促進 等
- ⑤産業  
中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援
- ⑥交通・物流  
主要幹線道路等ネットワークの整備、道路啓開体制の整備 等

- ⑦農林水産  
農地・農業水利施設等の適切な保全管理 **地域力の発揮**  
ため池の防災対策の推進、生産活動に対する異常渇水等対策の  
推進、水産業関係施設の機能保全 等
- ⑧国土保全・土地利用  
流域治水の推進、浸水対策の推進、土砂災害対策の推進、  
山地災害対策の推進 **地域力の発揮** 等
- ⑨環境  
有害物質等対策の推進、浄化水槽の管理体制の整備、  
災害廃棄物処理体制の強化・充実

■横断的施策分野

- ①リスクコミュニケーション  
防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上、  
災害ボランティアの活動支援 **地域力の発揮** 等
- ②老朽化対策  
公共施設等マネジメント
- ③**デジタル活用** **デジタル活用**  
**デジタル活用による事前防災の促進・迅速な避難支援**

第5章 計画の推進と不断の見直し

- 国基本計画による取組や県内市町が作成する地域計画の取組とも連携させて、取組を推進
- 県地域計画に基づく国土強靱化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、毎年度その進捗状況を把握
- 外部環境の変化等に応じて見直す